

Bhaṭṭikāvya 5.97–100: *Aṣṭādhyāyī* 3.2.16–23 の例証

川 村 悠 人

0. バッティ (Bhaṭṭi, 6 世紀) が著した *Bhaṭṭikāvya* (以下 BhK) は, *Rāmāyaṇa* を題材としてラーマの物語を歌い上げた文学作品である。しかし作者バッティの真の目的はラーマ物語を美文調で歌い上げるのではなく, 物語を描写する際の各表現を通じて, *Aṣṭādhyāyī* (以下 A) 中の文法規則を巧みに例証し, 文法学を教示することにある。BhK 中で使用される各表現は, 何らかの文法規則が適用された結果としての例 (udāharāṇa) であり, 同作品は言わば文法規則の例集である。BhK は, 1. 種々雑多な規則が不規則に例証される「雑多の部」, 2. 一定の主題に沿った規則が例証される「主題の部」, 3. 修辞等が例証される「美学の部」, 4. 定動詞派生に関する規則が例証される「定動詞の部」という四部に大きく分けられる¹⁾。即ち, BhK は文法学セクションと詩学セクションに大別することができるが, その内, 詩学セクションや作品が持つ文学的修辞学的側面に関しては国内外で若干の研究があるものの, 驚くべき事に作品の大部分を占める文法学セクションの研究, 言い換えれば BhK でなされる文法規則例証の様態や作品が持つ文法学的側面に関する研究は全くなされていない²⁾。しかし, バッティが修辞等の例証より文法規則の例証に重きを置いている事, 即ち詩学より文法学を重視している事は明らかであり³⁾, 作者バッティ及び同作品に正当かつ正確な評価を与えるためには, 文法学的観点からのアプローチがなされねばならない。後のカーヴィアだけでなく文法学の分野にも影響を与え, 〈美文論書〉(*kāvyaśāstra*) の先駆的作品として古典サンスクリット文学中で独特の地位を占める BhK の全貌を解明するには, 文法学セクションの精密な研究が必須なのである。また, A 全体に対して逐語的な説明を与える現存最古の注釈書は *Kāśikāvṛtti* (7 世紀) であるが, それに先行する BhK の各表現とそれに対応する文法規則を精査することで, *Mahābhāṣya* (紀元前 2 世紀) 以降に A の規則がどのように理解されていたかを窺い知ることも可能となる⁴⁾。同作品が *Mahābhāṣya* と *Kāśikāvṛtti* の間隙を埋める重要な役割を果たす可能性があるという意味においても, BhK 文法学セクショ

ンの研究は多大な意義を有する。筆者は以上のような問題意識から、川村 [2012a, 2012b] において、BhK 中の各表現とそれによって例証される文法規則の対応を明示し、それらに詳細な考察を加えると同時に、規則例証に対するバツティの姿勢の一端を解明した⁵⁾。本稿ではそれに引き続き、BhK 文法学セクション研究の土台作りの一環として、kṛt 接辞 Ṭa 導入の操作規則 (vidhisūtra) と禁止規則 (pratiśedhasūtra) が例証される BhK 5.97–100 を取り扱う。BhK という作品は mahākāvya の一つに数え上げられる有名作品であるにもかかわらず本邦ではあまり馴染みが無く、その内容や性格について知られていることも非常に少ないと考えられるので、「主題の部」の冒頭に位置する BhK 5.97–100 を例に取り、BhK でなされる規則例証というユニークな仕掛けの一樣相を示すことを本稿の目的としたい。

1. パーニニは A 3.2.16–23 において kṛt 接辞 Ṭa 導入の操作規則と禁止規則を扱っている⁶⁾。これらの規則は A 3.1.92 tatropapadam saptamīstham の支配化にあり、A 3.2.16–23 中で第七格名詞接辞で終わる項目によって指示される項目は upapada (「共起項目」という術語で呼ばれる⁷⁾。Ṭa はこの共起項目を根拠にして動詞語根の後に起こる接辞の一つである⁸⁾。そして、upapada と呼ばれる項目は A 2.2.19 upapadam atiñ により他の項目と必ず複合語を形成し、所謂 kumbhakāra (「壺作り」) 等といった tatpuruṣa 複合語が派生される。規則が適用された結果として派生するこのような各表現を通じて、BhK 5.97–100 では A 3.2.16–23 が順番に例証される。

2. それでは以下に BhK 5.97–100 を見てみよう。当該箇所は、シーターを連れ去ろうとするラーヴァナの前にジャターユが立ちはだかる場面である。まず、BhK 5.97 と例証される文法規則は以下の通りである。

BhK 5.97: dviṣaṇ (1) vanecarāgryāṇām tvam (2) ādāyacaro vane /

(3) agresaro jaghanyāṇām mā bhūḥ (4) pūrvasaro mama //

敵よ、苦行者の中の最上者達を森で捕まえて食べる、下劣な者達の先頭に行く貴様が、私の前に行くでない。

(1) A 3.2.16 careṣ ṭaḥ // 「〈基体〉(adhikaraṇa) を表示する、名詞接辞で終わる項目が共起項目である場合、動詞語根 car の後に Ṭa が起こる」

(2) A 3.2.17 bhikṣāsenādāyeṣu ca // 「bhikṣā (「施し」), senā (「軍隊」), ādāya (「取って」) が共起項目である場合、動詞語根 car の後に Ṭa が起こる」

(3) A 3.2.18 puro'grato'greṣu sarteḥ // 「puras (「前」), agratas (「前」), agre (「前」) が共起項目である場合、動詞語根 sṛ (「行く」) の後に Ṭa が起こる」

(4) A 3.2.19 pūrve kartari // 「〈行為主体〉を表示する pūrva (「先行者」) という語が共起項目である場合、動詞語根 sṛ (「行く」) の後に Ṭa が起こる」

ここで(1) 'vanecara-' (「森で行ずる者」) という表現を例に取り、BhK でなされる規

(236)

Bhaṭṭikāvya 5.97–100: *Aṣṭādhyāyī* 3.2.16–23 の例証 (川 村)

則例証の構造を説明しよう。当該表現は ‘vane caranti’ と意味分析される。ここで動詞語根 *car* は、〈基体〉を表示する、第七格名詞接辞で終わる項目である *vane* という語を共起項目としているので、A 3.2.16 に基づいて動詞語根 *car* の後には *kṛt* 接辞 *ṭa* が起こり、*vanecara* という複合語が派生する⁹⁾。規則が適用された結果として派生する *vanecara* という表現によって、或る条件下での *ṭa* の導入を規定する A 3.2.16 が例証されたことになる。文法規則例証の構造は他の場合も同様である。そして当該詩節において、BhK でなされる規則例証が持つ二つの特徴を見て取れる。即ち 1. 基本的に詩節の各語は例証される文法規則の順序に合わせて配列されること、2. 規則が挙げる項目や条件及びその組み合わせが全て例証されることは稀であり、概して規則が規定する一つか二つのパターンの例証により規則が例証されること、である。

3. 次に BhK 5.98 と例証される文法規則を見てみよう。

BhK 5.98: (5a) *yaśaskarasamācāraṃ khyātaṃ bhuvi* (5b) *dayākaram* /
pitur (5c) *vākyakaram* *rāmaṃ dhik tvāṃ dunvantam atrapam //*

その行いが名声をもたらし世に知れ渡る、憐れみ深き者にして父の言葉に従順なラーマ様を苦しめて恥を知らぬとは、何と愚かな奴。

(5) A 3.2.20 *kr̥ṇo hetutācchīlyānulomyeṣu //* (「〈目的〉 (*karman*) を表示する語が共起項目であり、原因・傾向・従順さが理解される場合、動詞語根 *kr̥ṇ* (「なす」) の後に *ṭa* が起こる」) A 3.2.20 では原因・傾向・従順さ (*hetutācchīlyānulomya*) という三つの条件が挙げられているが、(5a) ‘*yaśaskara-*’ (「名声の原因である [行い]」), (5b) ‘*dayākaram*’ (「憐れみを抱く傾向にある [ラーマ]」), (5c) ‘*vākyakaram*’ (「命令に従順に実行する [ラーマ]」) という三つの表現によって、規則が規定する原因・傾向・従順さの三パターンがそれぞれ例証されている。そして当該詩節において、詩節の各語は規則順序だけでなく規則中の項目の提示順をも考慮して配置されており、規則例証に対するバツティの美意識が表れていると言える。

4. 続く BhK 5.99–100 では A 3.2.21 *divāvibhāniśāprabhābhāskārāntānantādibahunānd īkiṃlipilibibalibhaktikartṛcitṛakṣetrasaṅkhyājaṅghābhābhaharyattaddhanuraruṣṣu* と A 3.2.22 *karmaṇi bhṛtau* が例証されるが、規則例証の構造は上述のものと変わらないので、紙幅の都合上省略する。ただし、そこでは詩節の語順と規則の順序及び詩節の語順と規則中の項目の提示順は完全には一致していない点に留意されたい。BhK 中の全ての箇所ですべての態度が完璧に貫かれている訳ではない¹⁰⁾。

5. 最後に BhK 5.100 を例にとり、禁止規則例証の構造を見てみよう。

BhK 5.100: *satām aruṣkaram paksī* (6c) *vairakāram* *narāśinam* /

hantum (6b) *kalahakāro* 'sau (6a) *śabdakāraḥ* papāta kham //

善人達の傷害者にして敵意を露にする者である、人を食らう悪魔（ラーヴァナ）を殺すため、好戦的なその鳥（ジャターユ）は声をあげて空を飛んだ。

(6) A 3.2.23 na śabdaślokalalahagāthāvairacāṭusūtramantrapadeṣu // 「〈目的〉を表示する, śabda (「音」), śloka (「詩節」), kalaha (「争い」), gāthā (「偈」), vaira (「敵意」), cātu (「甘言」), sūtra (「糸, 短句」), mantra (「祝詞」), pada (「語」) という語が共起項目である場合, 動詞語根 *kṛ* (「なす」) の後に *ṭa* は起こらない」

(6c) '*vairakāram*' (「敵意を露にする者である [ラーヴァナ]」), (6b) '*kalahakāraḥ*' (「好戦的な [ジャターユ]」), (6a) '*śabdakāraḥ*' (「声を上げる [ジャターユ]」) において, 動詞語根 *kṛ* は *vaira*, *kalaha*, *śabda* という語をそれぞれ共起項目としているから, *ṭa* の導入は A 3.2.23 により禁止され, 代わりに A 3.2.1 *karmanya aṇ* により *kṛt* 接辞 *aṇ* が起こっている。N 音を IT とする *aṇ* が後続する場合, A 7.2.115 *aco ṇṇiti* により *kṛ* の最終母音に *vṛddhi* である *ā* 音が代置され, A 1.1.51 *ur aṇ raparaḥ* により *ā* 音は *r* 音を後続するから, 最終的に '*-kāra*' という語形になる。一方, *ṭa* が後続する場合, A 7.3.84 *sārvadhātukārdhadhātukayoḥ* により *kṛ* の最終母音に *guṇa* である *a* 音が代置され, 同じく A 1.1.51 により *a* 音は *r* 音を後続するから, '*-kara*' という語形になる¹¹⁾。 *ṭa* ではなく *aṇ* が起こった結果として派生する上記の表現を使用することで, *ṭa* 導入の禁止規則である A 3.2.23 が例証される。

6. 以上限られた範囲ではあるが, BhK でなされる規則例証の実際を示し, その諸特徴を指摘した。BhK 文法学セクションを読み解くには, 作者バツティが本来意図したことを十分に考慮しつつ, どの語やどの表現によってどの文法規則がどのように例証されるか, その対応を厳密に追っていくことが最も基本的かつ重要な作業となる。その際, 例証される各文法規則の正確な解釈が要求されることは言うまでもない。これまでの先行研究にはこれらの点が決定的に欠落していたと考えられる。そして BhK 文法学セクションの研究成果は, カーヴィア研究及びパーニニ文法学研究に大きく寄与するとともに, 同作品以後に登場した多くの〈美文論書〉文献研究の基盤にもなるであろう。

1) BhK の構成については川村 [2012a: 89–91] 及び川村 [2012b: 91–92] を見よ。

2) BhK の解題とその先行研究については川村 [2012a, 2012b] を参照せよ。ただし, 研究史が網羅的でなかったことや重要な先行研究に言及していなかったこと等といった, BhK 研究史に関する多数の不備が後日発見されたため, 今年度中にその修正版を公表する予定である。

3) この点については川村 [2012a: 93–97] を参照せよ。

(238) *Bhaṭṭikāvya* 5.97–100: *Aṣṭādhyāyī* 3.2.16–23 の例証 (川 村)

- 4) BhK が *Kāśikāvr̥tti* 以前とされる理由については川村 [2012a: 85, fn. 4] を参照.
- 5) 川村 [2012a] には, 特に *kāraka* 術語規則の例証を考察する箇所において明らかな誤訳や説明不足な点等, 修正・加筆すべき点が後日になって数多く発見されたため, *Rāvaṇārjunīya* 中でなされる *kāraka* 術語規則の例証と BhK 中のそれとの比較考察を含む修正版を今年度中に公表したいと考えている.
- 6) A 3.2.16 で挙げられる Ṭa という項目は, A 1.3.11 svaritenādhikāraḥ により後続規則を支配する主題 (*adhikāra*, *adhikṛta*) と見なされ, A 3.2.17 から A 3.2.23 まで継起 (*anuvṛtti*) する. これが, A 3.2.16–23 を例証する BhK 5.97–100 が注釈家達によって *ṭadhikāra* もしくは *ṭapratyayādhikāra* と呼ばれる所以である.
- 7) *upapada* が持つ性格や意味については小川 [1992: 44, fns. 57–58] を参照.
- 8) なお, A 3.1.93 *kṛd atin* により *kṛt* という術語で呼ばれる接辞は, 例外が述べられない限り一般に A 3.4.67 *kartari kṛt* により〈行為主体〉(*kartṛ*) を表示する.
- 9) 分析文中で「森」(*vana*) は A 1.4.45 *ādhāro 'dhikaraṇam* により〈基体〉と呼ばれ, *vana* という語の後には A 2.3.36 *saptamy adhikaraṇe ca* により第七格名詞接辞が起こっている. *vanacara* という複合語は名詞接辞 (*sUP*) にゼロ (*luK*) が代置されない *aluksamāsa* であり, *vanacara* という複合語と意味的に等価である. *aluksamāsa* の派生には A 6.3.9 *haladantāt saptamyāḥ sañjñāyām* か A 6.3.14 *tatpuruṣe kṛti bahulam* が考慮される. A 2.4.71 *supo dhātuprātipadikayoḥ* により接辞にゼロが代置される場合, *vanacara* という語形になる.
- 10) しかし, 詩節の語順と規則の順序及び詩節の語順と規則中の項目の提示順を出来る限り一致させようとする意識がバツティにあったことは間違いないと筆者は考える.

〈略号及び参考文献〉

A *Aṣṭādhyāyī* (Pāṇini). BhK *Bhaṭṭikāvya* (Bhaṭṭi): Vināyak Nārāyaṇ Shāstrī Joshi and Wāsudev Laxmaṇa Shāstrī Paṇṣīkar, eds. *The Bhaṭṭikāvya of Bhaṭṭi with the Commentary (Jayamangalā) of Jayamangala*. Seventh Edition. Bombay: Pāndurang Jāwajī, 1928. 小川英世 [1992] 「Mahābhāṣya ad P 1.3.1 研究 (3)」『広島大学文学部紀要』51: 40–58. 川村悠人 [2012a] 「*Bhaṭṭikāvya* 8.70–93: *Aṣṭādhyāyī* 1.4.24–55 と 1.4.84–98 の例証」『比較論理学研究』9: 85–124. 同 [2012b] 「*Bhaṭṭikāvya* 8.94–130: *Aṣṭādhyāyī* 2.3.2–73 の例証」『南アジア古典学』7: 91–134.

〈キーワード〉 *Aṣṭādhyāyī*, *Bhaṭṭikāvya*, パーニニ, バツティ, 文法規則例証

(広島大学大学院)